

集落間の交通安全灯設置費補助金交付にあたっては、通常の交通安全灯設置費補助金交付と申請時期が異なりますので、手引きをご覧になり申請してください。

【手続きの流れ】

① 補助金交付申請 <自治会>

集落間において、交通安全灯を設置される計画があり、補助金の交付を希望される自治会等は、「綾部市交通安全灯設置費補助金交付申請書」に必要書類（集落間における設置で新たに柱を建てて設置する場合は、施工業者の見積書が必要です。）を添えて、**事業を実施しようとする年度の前年度11月末日までに**申請をしてください。

※集落間の距離が200メートル以上ある区間で安全灯がなく、安全灯の設置予定場所から半径50メートル未満の区域に住宅が無い場合を対象とします。

② 交付・不交付の決定

新年度に入りましたら、内容を審査の上、交付・不交付の決定を行い、その結果を通知いたします。

③ 事業実施 <自治会>

補助金の交付決定を受けられましたら、業者に発注し事業に着手してください。

変更申請 <自治会>

補助金の交付決定を受けた後、事業の内容を変更又は廃止される場合は、速やかに「変更承認申請書」を提出して、承認を受けてください。

④ 事業実績報告書 <自治会>

設置が完了しましたら、「実績報告書」に業者からの領収書の写し（明細のわかるもの）を、市への請求書と併せて提出してください。必要な用紙は交付決定通知書に同封してお届けします。

⑤ 補助金の交付

④の書類が提出されましたら、補助金を口座に振込させていただきます。

【補助金の額】

| | |
|------------------------------|--|
| ①電力会社の柱又はこれに類する柱に設置した場合 | ① 10,000円/基を上限とする。 |
| ②電力の供給を目的としない柱に設置した場合（NTT柱等） | ② 15,000円/基を上限とする。 |
| ③新たに柱を建て設置した場合 | ③ 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、50,000円/基を上限とする。 ※1,000円未満の端数切捨て |
| ④老朽化等により器具全体を取り替えた場合 | ④ 補助の対象となりません。（現行制度で対応ください。） |

※「電力会社の柱又はこれに類する柱」とは、関西電力の柱の他、関電とNTTが共用している柱（関電名義、NTT名義どちらの柱も含む。）を指します。（電気の供給がされている柱です。）

「その他の柱」とは、NTT柱や自治会で設置した柱などの単独柱を指します。また、公会堂などの建物に設置する場合を含みます。

※交付決定前に着工された工事については対象となりませんので、ご注意ください。